

平成 19 年度組織・機構の見直し方針（概要）

これまで、「薩摩川内市市政改革大綱」に基づく「市民志向の行政改革」を進めるため、部局機能の強化を図りながら、効率的・効果的な組織づくりを進めてきました。

しかしながら、今後も新たな行政課題や市民のニーズに柔軟かつ的確に、さらに迅速に対応できるよう本庁を中心に組織・機構を見直す必要があり、平成 18 年 9 月に「平成 19 年度組織・機構の見直し方針骨子」を公表しました。

今回の方針は、方針骨子をもとに、より具体的な内容を定めたものであり、その概要を報告します。

1 見直しの方向

(1) 組織の適正化

組織・機構数

平成 19 年度体制は、平成 18 年 4 月体制の組織総数 312 以内を目標に見直しを行う。

役職者の占める割合

平成 19 年度体制における役職者の割合は、総職員数の 30% 以下とする。(平成 18 年 4 月現在: 29.5%)

課の規模の点検及び室の位置付けの明確化

本庁における課の配置職員数は 10 名から 30 名程度を標準とし、また、室は 10 名未満で事業期間が限定された事業を所管するものとし、点検を行った。しかしながら、現在の課(室)については、政策的に配置すべきもの又は重要な施策が進行中なものがほとんどで、概ね継続することとした。

ただし、産業政策課は産業経済部の分割に伴い再編し、消防団課は警防課に統合する。

なお、今回、見直しを行わない課(室)においても、平成 19 年度以降、事業の進捗状況を見ながら再編に向けた検討を行う。

(2) 地方自治法の改正によるもの

副市長制の導入

・地方自治法の改正に伴い、副市長制を導入し、1 名を配置する。

なお、副市長の権限、収入及び支出に関する専決事項区分の見直しを行う。

収入役制度の見直し

- ・ 地方自治法の改正に伴い，収入役を廃止し，会計管理者を置く。

(3) 本庁

総務部

- ・ 財務課を財政課に名称変更する。

総務課，秘書室，文書法制室，財政課，財産活用推進課，税務課，
収納課，収納対策室，防災安全課，契約検査課 【7課3室体制】

企画政策部

- ・ 企画政策課から男女共同参画に係る事務，併せて生涯学習課から生涯学習の総合調整に係る事務をコミュニティ課に移管する。

企画政策課，行政改革推進課，コミュニティ課，情報政策課，広報室
【4課1室体制】

市民福祉部

- ・ 総合案内の機能の充実を図るため，各種相談の受付を集約化し，また，電話交換業務を移管する。
- ・ 川薩地区介護保険組合の解散に伴い，同組合の業務は，国保介護課が所管する。
- ・ 市民福祉部は，医療保険制度改革の動向を踏まえながら平成20年度に全面的な見直しを行う。

市民政策課，市民課，環境課，市民健康課，診療所課，国保介護課，
福祉課，子ども対策室，高齢・障害福祉課 【8課1室体制】

農林水産部

- ・ 現在の産業経済部を分割して農林水産部を新設する。
- ・ 農政畜産課は，農政の企画・調整，農業の経営・技術指導及び部内調整担当課の業務を所管し，農政課に名称変更する。
- ・ 畜産の振興を強力に推進するため，畜産課を設置する。

農政課，畜産課，林務水産課，耕地課 【4課体制】

商工観光部

- ・ 現在の産業経済部を分割して商工観光部を新設する。
- ・ 商工振興課は，新たに部内調整担当課の業務を所管する。
- ・ 企業・港振興推進室は，商工振興課から港振興に関連した海上交通に係る事務，併せて企画政策課から国際交流に係る事務を移管し，企業・港振興課に名称変更する。

- ・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムは，観光課が所管する。

商工振興課，企業・港振興課，観光課 【3課体制】

建設部

- ・平成19年度から鹿児島県権限移譲プログラムに基づき移譲される予定の建築確認等に係る事務を，建築住宅課が所管する。

建設政策課，建設整備課，建設維持課，都市計画課，天辰区画整理推進室，入来区画整理推進室，建築住宅課，用地課 【6課2室体制】

消防局

- ・消防団の再編がなされたため，消防団課は警防課に統合する。

消防総務課，警防課，予防課，中央消防署，南部分署，上甑分駐所，下甑分駐所，西部消防署，東部消防署，祁答院分署
【3課3署2分署2分駐所体制】

教育部

- ・生涯学習課は，生涯学習の総合調整に係る事務を企画政策部に移管し，社会教育課に名称変更する。

教育総務課，学校教育課，社会教育課，文化課，市民スポーツ課，学校給食課 【6課体制】

水道局

- ・水道局の水道工務担当者を本土地域の支所も含めて集約配置する。

水道管理課，上水道課，下水道課 【3課体制】

部内調整担当課

- ・部局機能の強化を図るため，事務分掌に，「部内の総括」を含め，部内調整担当課から部内総括課に呼称を変更する。

課内グループ制の導入

- ・行政委員会を含め，可能な限り，全庁的に課内グループ制を導入する。

(4) 支所・出張所

生涯学習に係る事務の移管

- ・生涯学習の総合調整に係る事務を企画政策部に移管するため，各地域教育生涯学習課は教育課に名称変更する。

水道工務担当者の配置を拠点化

- ・本土地域の支所の水道工務担当者を本庁も含めて集約配置し，本土地域全域を所管する。また，里・上甕地域及び下甕・鹿島地域もそれぞれ集約配置する。
- ・水道の手続き等は，引き続き支所において行う。

(5) その他

プロジェクトチーム等

- ・本市の各政策課題を短期的に解決するために，プロジェクトチーム等を設置する。(平成18年12月現在：財政対策プロジェクトチーム，業務改革プロジェクトチーム，定住支援センター)

内部事務の集約化

- ・内部事務の更なる集中化を推進するため，財務事務，公用車管理，臨時職員の配置など，さらに部局内調整担当課又は支所地域振興課に集約して執行する。

内部事務の電子化

- ・平成19年4月から，文書管理，出勤・休暇管理，時間外勤務管理等に関する事務を電子化する。

2 職員・嘱託員・臨時職員の定員適正化

平成19年度は川薩地区介護保険組合の解散に伴う職員増が見込まれるが，平成17年度に定めた「薩摩川内市定員適正化方針」に基づき，平成19年度も，職員・嘱託員・臨時職員数の適正化を進める。